

県政理解促進のための動画作成事業について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和7年3月28日

奈良県知事 山下 真

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
県政理解促進のための動画作成事業
- (2) 委託業務の内容
4の(2)により配付する仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約金額の上限
6,999,960円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

次に掲げる(1)から(6)までのいずれにも該当する者であること。

- (1) 過去5年以内に動画制作業務に関する契約を締結し、誠実に履行している者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 「2 参加資格」に示した資格が備わっていないとき
- (2) 提出書類の提出期限を過ぎたとき
- (3) 本提案に対して、2つ以上の提案をしたとき
- (4) 本提案に対して、自己のほか、他の代理人を兼ねて提案したとき
- (5) 経費見積書の金額、住所、代表者名もしくは重要な文書の誤脱があったとき、金額を訂正した経費見積書を提出したとき、その他提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (6) 提示した事項及び提案に関する条件に違反したとき
- (7) その他不正な行為があったとき

(8) プレゼンテーションに欠席したとき

4 参加手続等

(1) 参加意向申出書等及び企画提案書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称並びに問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県総務部知事公室広報広聴課報道係

電話番号 0742-27-8325 (ダイヤルイン)

FAX 0742-22-6904

(2) 実施要領等の交付

①交付方法

奈良県総務部知事公室広報広聴課のホームページからダウンロード

②交付期間

令和7年3月28日(金)から令和7年4月21日(月)正午まで

(3) 参加意向申出書等の提出

4の(2)①により交付する実施要領に示すところによる。

(4) 企画提案書等の提出

4の(2)①により交付する実施要領に示すところによる。

(5) 質問の受付

4の(2)①により交付する実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)①により交付する実施要領に示すところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 公募型プロポーザル参加及び契約に要する費用

本件に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた公募型プロポーザル関連の文書を、第三者に漏らしたり、契約等以外の目的に使用してはいけない。

(4) 詳細は4の(2)①により交付する実施要領及び仕様書に示すところによる。